

この1冊で行政処分・報酬返還とならないためのポイントがチェックできる!!

平成30年度
介護報酬
改定対応

実地指導は
これでOK! おさえておきたい

算定要件

居宅介護支援編

小濱道博 著

本書の
特色

「これだけはおさえるべき」ことにしぼった内容構成

実地指導で確認されることの多いケアプランのポイントもおさえているため、新任の居宅ケアマネジャーにもおすすめです。

新任の居宅ケアマネジャーにもおすすめ!

報酬返還にならないための「請求誤り」「人員配置誤り」「記録の不備」等にポイントをしぼり込み、短時間で効率よくチェックできます。

日常の業務に忙しい
管理者必見!

複雑な算定要件、人員基準に
ついての詳しいチェック
ポイントがわかる!

新設された「ターミナルケア
マネジメント加算」も解説!



A5判・136頁

定価：本体2,300円＋税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次 (一部抜粋)

はじめに・実地指導の「リスク」は何か

第1章 ケアマネジメントプロセスと人員・設備・運営基準 —指定取消しにならないために—

- 1 ケアマネジメントプロセス
 - (1) ケアマネジメントの手順
 - (2) アセスメント
 - (3) プランニング
 - (4) サービス担当者会議
 - (5) モニタリング
- 2 ケアプラン作成上の注意点
 - (1) ケアプランに医療系サービスを位置づける場合
 - (2) 短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用する場合
 - (3) 福祉用具の貸与
 - (4) 訪問介護の利用回数が多い場合のケアプラン届け出
- 3 人員基準
 - (1) 配置する人員 (管理者・介護支援専門員)
 - (2) 担当件数と取扱件数のカウント
- 4 設備基準
- 5 運営基準

第2章 介護報酬の算定要件 —報酬返還にならないために—

- 1 居宅介護支援費
- 2 減算
 - (1) 運営基準減算
 - (2) 特定事業所集中減算
- 3 加算
 - (1) 初回加算
 - (2) 特定事業所加算
 - (3) 入院時情報連携加算
 - (4) 退院・退所加算
 - (5) ターミナルケアマネジメント加算 他
- 4 算定の手続き

第3章 総合事業における介護予防ケアマネジメント

総合事業における介護予防ケアマネジメント

資料編 指導事例と巻末資料

実地指導で多く見受けられる指導事例
行政処分に見る事例研究

- (1) 1人ケアマネで1,000万円超の返還になったケース
- (2) 重要事項説明書の日付で指定取消しになったケース

巻末資料・ケアプラン点検支援マニュアル

(5) ターミナルケアマネジメント加算

末期の悪性腫瘍の利用者に対し、通常よりも訪問の回数を増やすことで状況を把握し、医師やサービス事業者に必要な情報を提供するものを、利用者1人につき1回限り、400単位を算定します。

〔チェック事項〕

① 利用者と訪問について

- 在宅で死亡し、かつ、末期の悪性腫瘍の患者であったか
- 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、訪問したか

② 情報の記録・提供

- 利用者の心身の状況等を記録し、主治医及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者に情報を提供したか
- 次に掲げる事項を支援記録として記録したか
 - a 利用者の心身の状況や家と、それに対して行った支援についての記録
 - b 主治医及びサービス事業者と行った連絡調整に関する記録

③ 体制の整備

チェック事項と解説によりおさえるべきポイントが理解できる

解説 常勤と非常勤、専従と兼務

○常勤と非常勤

この場合派遣社員

逆に、業務時間に雇用契約

また、管理者が他の職務を兼務する

合計が就業規則に定められた勤務時間

勤務時間が40時間の勤務所の場合…

業務の場合…

正社員

パート

パートで、給与がパートより多い場合は、パートと見なす

8時間勤務×5日

8時間勤務×5日

4時間

4時間

×5日

合計が40時間に達していれば、常勤

○常勤と非常勤の違い (専従換算時の休暇等の取扱)

常勤職員と非常勤職員の大きな違いは、休暇や出勤時の取扱いにあります。常勤職員は休暇や出勤の期間が1ヶ月を超えない限り、常勤として勤務したことになります。一方で非常勤職員の場合、休暇や出勤はサービス提供に従事した時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務時間数には含めることができません。

要は、常勤職員は月の中で1日でも出勤していれば人員基準では1人と計算され、非常勤職員は休暇等の時間は常勤換算での延べ勤務時間には含めず計算される。常勤職員は休暇等の時間は常勤換算での延べ勤務時間には含めず計算される。常勤職員は休暇等の時間は常勤換算での延べ勤務時間には含めず計算される。

員基準の職員数の確認に限られます。日々の配置は、なければなりません。常勤職員が出勤等で不在の場合、くてもよいということではないので注意が必要です。

の考え方

専従 (専ら従事する・専ら勤務に当たる)

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

勤務時間

① 利用者と訪問について

- 算定の対象となるのは、在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の患者の利用者に限ります。
- 利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の居宅を建て、当該利用者の居宅を訪問していることが必要です。

② 情報の記録・提供

- 利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及びケアプランに位置づけたサービス事業者に情報を提供していることが必要です。
- 次の事項を支援記録としてケアプランに記録します。
 - a 訪問等で把握した終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化と、これらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録
 - b 利用者への支援にあたり、主治の医師及びケアプランに位置づけたサービス事業者等と行った連絡調整に関する記録

③ 体制の整備

- ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保していることに加え、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している必要があります。

● 算定は利用者が亡くなった日に

計算は在宅で死亡した利用者の死亡日に加算しますが、利用者の居宅に訪問した日の属する月と、利用者の死亡日異なる場合には、計算します。

● から最期に医療機関に搬送された場合

ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡を目的と搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合についてターミナルケアマネジメント加算を算定することができます。

図解やイラスト入りで見やすく、わかりやすい

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!